

離婚前後の生活・就業支援事業業務委託に係る委託事業者審査要領

1 目的

標記委託事業を実施するにあたり、離婚前後の生活・就業支援事業委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委託候補事業者から提出された技術提案の内容等を審査し、委託事業者の選定を行う。

2 選定基準

委員は、別紙採点基準に基づき、委託候補事業者から提出された技術提案の内容等について審査を行う。

3 事業者の選定

- (1) 各事業者の評価及び委託先の決定は委員会において決定する。
- (2) 1人の審査員につき採点基準の評価が「劣っている」が1つ以上ある企画案は採用されない。
- (3) 同点の事業者が複数あり、調整が必要な場合は、委員長の裁定によるものとする。

附 則

この要領は、令和7年2月21日から施行する。

(別紙)

離婚前後の生活・就業支援事業業務委託事業者選定に係る採点基準

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。
最低選定基準点は60点とし、当該基準を上回った者の中から選定する。

○配点の目安

評価	配点		
	上限：5	上限：10	上限：20
優れている	5	9～10	17～20
やや優れている	4	7～8	13～16
標準である	3	4～6	8～12
やや劣っている	2	2～3	4～7
劣っている	0～1	0～1	0～3

○審査項目

項目	観 点	配点	
		個別	計
1 実施内容等			
①実施内容	・仕様書を踏まえ、目的を達成するための提案が明確かつ具体的に提案されているか。	20	50
	・本事業の目的達成に向けた創意工夫がなされているか。	20	
	・過去の実績も含め、事業の実現可能性が高いか。	10	
②スケジュール	・事業の実施に当たって計画的で実現可能なスケジュールとなっているか。	5	5
③提案能力	・プレゼンテーションの場において提案内容を分かりやすく伝えているか。 ・選定委員からの質問に適切かつ誠実に答えているか。	10	10
2 実施体制			
	・事業実施が可能な人材確保の見通しがあるか。	10	30
	・相談支援に対応できる国家資格を有している人材がいるか。	5	
	・過去の実績などから適切な業務遂行能力が認められるか。	10	
	・県や関係機関と十分な連携が取れる体制となっているか。	5	
3 経費見積			
	・仕様書に沿って必要な経費が適切に積算されているか。	5	5